

## エシカル農産物マーケティング・消費促進業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するエシカル農産物に関するマーケティング調査および消費促進に係る検討業務委託（以下「業務委託」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務の目的

環境に配慮して生産された農産物の流通・消費拡大を図るため、環境負荷低減の取組を「見える化」した農産物を題材に、県内や首都圏における消費者を対象にプロモーションを行い、エシカル農産物の理解促進を図る。また、県内の量販店、イベント、学校給食を通じてエシカル農産物の魅力発信の機会を創出し、消費拡大及びブランド価値の向上を図る。

### 2 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。ただし、具体的な実施内容については、3の「実施計画書」において定めるものとする。

なお、業務委託の実施に当たっては、甲との協議の上、行うものとする。

#### (1) エシカル農産物の認証制度に係る実証及び県認証制度の運用に係る調査

環境に配慮した取組（温室効果ガス削減等）を「見える化」し、消費者の理解促進・購買意欲向上に直結させるような効果的認証を調査・選定し、実証方法等について提案すること。

ア 認証制度：既存の認証又は独自の認証制度について県に提案し、その運用方法や具体的効果見込み等を説明すること。

イ 事例調査：上記の根拠として、他県の自治体や農業団体等で、既に同様の認証制度を運用・実践している事例を調査し比較検討すること。

#### (2) エシカル農産物マーケティング調査の実施

県内量販店等において、環境に配慮して生産された農産物の販売コーナーを設置し、店舗来店者を対象に県内エシカル農産物の取組プロモーションを実施し、併せてアンケート等により消費者の反応を調査すること。また、(1)で提案した認証制度を活用し、実証試験を実施すること。

ア 実施店舗：認証等の取組みターゲットとして想定される店舗及び来店者

イ 農産物：有機農業や化学農薬、化学肥料低減など環境に配慮した方法で栽培された農産物（最低5品目）

ウ 調査方法：手法を提案し、県と相談の上決定

エ サンプル数：3店舗以上で調査を実施すること（1店舗につき150人以上）

オ 調査時期：10月～2月（計2～3回実施）

カ 調査内容：聞き取り、アンケート調査等による取組に対する消費者、業者の反応

キ その他：プロモーションに当たっては、チラシ、ポスターのデザイン、作成、配布をすること

#### (3) イベント等によるエシカル農産物に係るプロモーション活動の実施

県内において、エシカル農産物を題材としたマルシェ、シンポジウム等のイベントを開催し、エシカル農産物の展示・販売、リーフレットの配布、ポスター展示等により県内エシカル農産物のプロモーション活動をすること。

ア イベント：県と相談の上、開催場所、時期等を決定すること

イ 開催方法：手法を提案し、県と相談の上決定

ウ 開催通知：開催案内のチラシをデザイン、作成の上、効果的な周知・宣伝を行うこと

エ 出展者：県と相談の上、エシカル農産物もしくはその加工品を扱う業者、農業経営体等を選定すること

#### (4) エシカル農産物の食育活動の実施

県内小中学校を対象に、エシカル農産物を県内生産者から調達、学校給食への提供を行い、学校関係者及び生徒の反応をアンケート等で調査すること。また、農産物提供の際は、出前講座も同時に実施し、エシカル農産物の理解促進を図ること。

ア 実施場所：県内小中学校（3校以上）

イ 調査方法：手法を提案し、県と相談の上決定

ウ 出前講座：講師は県と相談の上決定し、内容について事前に県、講師と協議すること

#### (5) 農産物のエシカル消費拡大に係る提案

ア 提案内容：(1)～(4)の調査結果および国の統計調査を踏まえ、環境に配慮して生産された農産物を購買に繋げるため、県内で考えられる認証のあり方等の必要な施策を提案すること。なお、県内の取組状況や既存の調査、他事例などを踏まえた上、実現性が見込め、かつ県内に波及しうるものを提案すること。

イ 提出方法：1頁以上の提案書（任意様式）を作成し、実施報告書と合わせて提出すること。

### 3 実施計画書及び報告書の提出

(1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。

(2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

(3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

### 4 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

### 5 その他

(1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。

(2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護を行うこと。

(3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。

(4) 業務の一部を再委託する場合、甲と協議すること。